

事 務 連 絡
令 和 3 年 7 月 8 日

関 係 各 位

国土交通省東北地方整備局
山形河川国道事務所長

一般国道48号の通行規制について

標記について、道路法第46条の規定に基づき、通行規制を別紙のとおり行うので通知します。

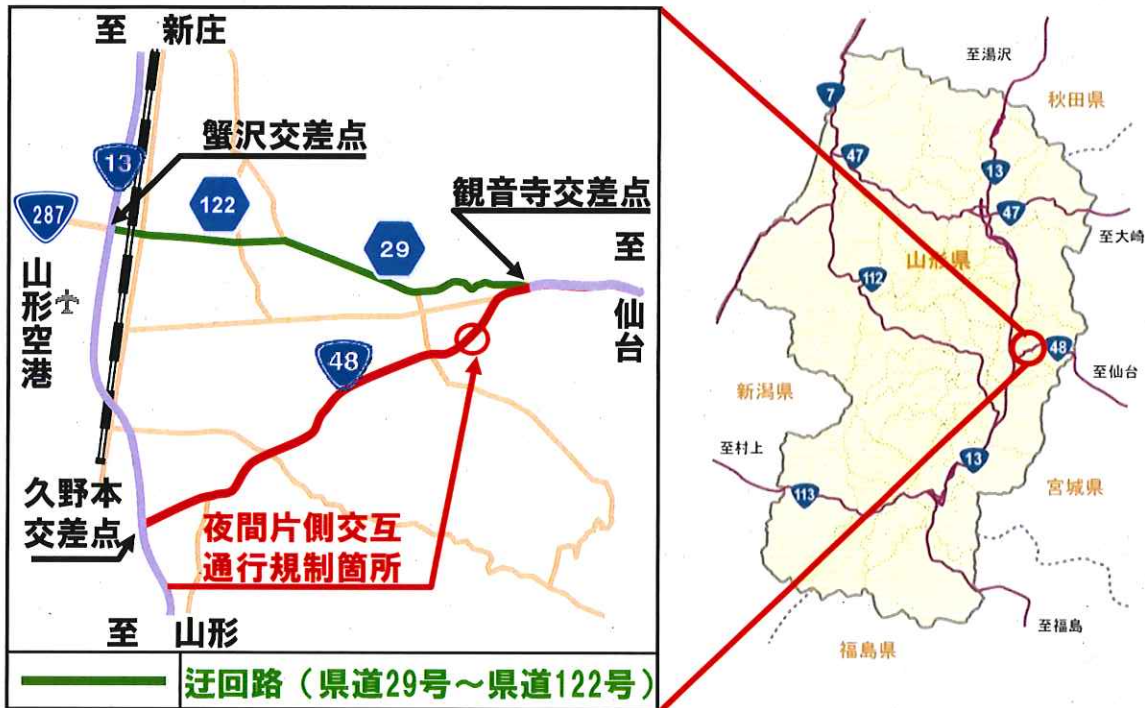
なお、貴職に関する関係各機関にも周知されるようお願いいたします。



一般国道48号 山形県東根市大字観音寺地内 夜間片側交互通行規制及び 特殊車両（幅3.0m超）通行止のお知らせ

舗装修繕工事のため、東根市大字観音寺地内で夜間片側交互通行規制を実施するため、以下の期間は、幅3.0mを超える特殊車両は通行出来ません。ご理解とご協力をお願いします。

通行規制箇所



規制場所	やまがたけん ひがしねし おおあざ かのんじ 山形県東根市大字観音寺地内
規制内容	特殊車両（幅3.0m超）通行止
規制期間	自 令和 3年 7月26日（月） 至 令和 3年 8月 6日（金） 規制時間は、各日、20時30分から翌朝6時00分までです。 ただし、昼間及び以下の日は、規制は解除します。 規制解除日：7月31日（土）、8月1日（日）
迂回路	車幅3.0mを超過する車両は、R48観音寺交差点からR13蟹沢交差点を結ぶ県道29号～県道122号等を迂回通行願います。



◎お問い合わせは

国土交通省山形河川国道事務所 道路管理第一課 TEL 023-688-8943

”

山形国道維持出張所 TEL 023-641-2090

日本道路交通情報センター（山形情報） TEL 050-3369-6606

日本道路交通情報センター（宮城情報） TEL 050-3369-6604

規制情報は携帯電話のウェブサイト 下記アドレスからもご覧になれます。

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/yamagata/>